

Sun*

第12回定時株主総会招集ご通知

株式会社Sun Asterisk [証券コード：4053]

**Make Awesome Things
That Matter**



証券コード 4053
(発送日) 2025年3月12日
(電子提供措置開始日) 2025年3月6日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目6番1号
株式会社 Sun Asterisk
代表取締役 小 林 泰 平

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://sun-asterisk.com/ir/>
(上記ウェブサイトにアクセスのうえ、「株主総会」をご選択いただき、
ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載していますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記ウェブサイトにアクセスのうえ、「銘柄名(会社名)」に「Sun Asterisk又はサンアスタリスク」又は「コード」に当社証券コード「4053」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

本総会は、前年と同様にハイブリッド出席型バーチャル株主総会として実施することとしました。議長を除くすべての出席役員は、インターネットを通じた遠隔からの出席となり、来場しない予定です。

株主の皆様にも、書面またはインターネットによる事前の議決権行使、もしくはインターネット出席を積極的にご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

インターネット出席をご利用の株主様は、5頁をご確認の上、事前申込みください。
開催日当日のご来場を希望される場合は、6頁をご確認ください。

敬具

記

1. 日 時 2025年3月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ
カンファレンスセンター 2F Terrace Room

※インターネット出席を積極的にご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第12期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りしますが、当該書面は、法令及び定款第13条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いています。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部です。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト（※）及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載します。

※当社ウェブサイト <https://sun-asterisk.com/ir/>



議決権行使のご案内

議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。「株主総会参考書類」（7頁から15頁まで）をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には次の4つの方法がございますが、今年も前年と同様にハイブリッド出席型バーチャル株主総会を予定していますので、【1】の書面または【2】のインターネットによる事前の議決権行使、もしくは【3】インターネット出席をご活用いただけます。開催日当日のご来場を希望される場合は、【4】をご確認ください。

【1】書面による事前の議決権行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示の上、**2025年3月26日(水曜日)午後7時まで**に到着するようご返送ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

The diagram shows a proxy voting form with the following sections:

- Header:** 議決権行使書 (Proxy Voting Form), 株主番号 (Shareholder No.), 議決権の数 (Number of Shares), XX 票 (XX Shares).
- Form Fields:** 〇〇〇〇 (Name), 御中 (To), 〇〇〇〇〇〇〇〇 (Address), ××××年 ×月××日 (Date), 〇〇〇〇〇〇〇 (Phone No.).
- Table:** A table with 4 columns and 2 rows for marking responses.
- Instructions:** An arrow points to the table with the text: "こちらに議案の賛否をご記入ください。" (Please enter your response to the proposal here).
- Response Legend:**
 - 第1、2号議案 (Proposals 1 and 2):
 - 全員賛成の場合 (All in favor) >> 「賛」の欄に○印 (Mark '賛' column with ○)
 - 全員反対する場合 (All against) >> 「否」の欄に○印 (Mark '否' column with ○)
 - 一部の候補者を反対する場合 (Oppose some candidates) >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。 (Mark '賛' column with ○ and enter candidate numbers to oppose)
- QR Code:** A QR code for smartphone use, with text: "スマートフォン用 議決権行使ウェブサイト ログインQRコード" (Smartphone proxy voting website login QR code).
- Stamp:** A stamp area with the text "見本" (Sample).

※議決権行使書はイメージです。

◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いします。

◎書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

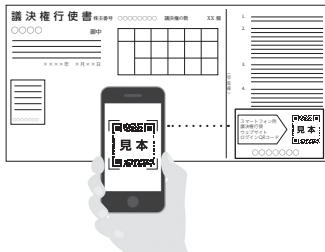
【2】インターネットによる事前の議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否を2025年3月26日（水曜日）午後7時までにご入力ください。

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

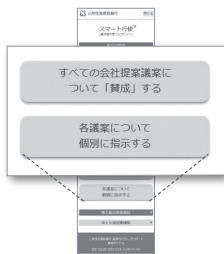
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

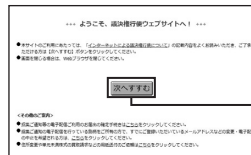
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

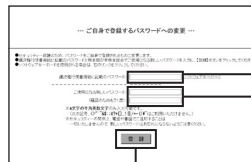
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

【3】開催日当日のインターネット出席による議決権行使

開催日当日に当社指定の「Zoomウェビナー」よりハイブリッド出席型バーチャル株主総会にインターネット出席し、ライブ中継をご視聴いただきながら、議決権行使や質問が可能です。実際に株主総会の会場にお越しただく場合と同様に、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。以下のとおりご案内申上げますが、詳細につきましては当社ウェブサイトをご参照ください。

①インターネット出席に関する手続き

インターネット出席される株主様は、**2025年3月12日（水曜日）午前10時から2025年3月21日（金曜日）午後7時まで**に、下記のウェブサイトより本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」、「議決権の個数」、「株主名」等の必要項目をご入力の上、お申し込みください。インターネット出席に必要な情報や詳細につきましては、お申し込みいただいた株主様に追ってご案内します。また、当日の円滑な株主総会運営のため、お申し込みいただいた株主様向けに事前の接続テストを実施する予定です。

ハイブリッド出席型バーチャル株主総会 インターネット出席のご案内ページ

<https://sun-asterisk.com/ir/stock/meeting/202503net>



②インターネット出席いただくための注意事項

- (1) インターネット出席によるご出席は、株主様本人に限定しており、代理人による出席はお受けできません。
- (2) バーチャル株主総会はインターネット（パソコン・スマートフォン）を利用してインターネット出席する必要があります。なお、フィーチャーフォン（ガラケー）からのインターネット出席はできません。
- (3) インターネット出席いただくにあたり、出席場所及び通信環境につきましては、株主様ご自身で用意いただく必要があります。株主様の通信環境等を原因として、株主様がインターネット出席できない場合やインターネット出席された株主様が議決権等を行使できない場合もございますのであらかじめご了承ください。
- (4) 当社は、バーチャル株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、通信障害等により株主様がインターネット出席できない場合やインターネット出席された株主様が議決権等を行使できない場合がございますのであらかじめご了承ください。
- (5) バーチャル株主総会に参加いただくには、別途最新のZoomアプリが必須となります。Zoomは、当社ではなくZoom Video Communications, Inc.が提供するサービスです。Zoomをご利用いただくにあたっては、別途当社が定めるZoomサービス規約が適用されます。インターネット出席にあたりZoomの不具合等により株主様がインターネット出席できない場合やインターネット出席された株主様が議決権等を行使できない場合がございますのであらかじめご了承ください。
- (6) インターネット出席される株主様の動議については、取り上げることが困難なため、お受けしません。当日、実際の株主総会会場の出席者から動議提案がなされた場合など、招集通知に記載のない件について採決が必要になった場合には、インターネット出席者は賛否の表明ができません。その場合、インターネット出席者は、棄権又は欠席として取り扱うこととなりますのであらかじめご了承ください。
- (7) インターネット出席された株主様の行為が株主総会の秩序を乱すと議長により判断された場合、通信を強制的に途絶させていただく場合もございます。
- (8) 当社がやむを得ないと判断した場合、バーチャル株主総会の内容を一部変更又は中止とさせていただく場合がございます。
- (9) バーチャル株主総会参加用URLを第三者に共有すること、バーチャル株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。

【4】開催日当日のご来場(会場出席)による議決権行使

今年も前年と同様にハイブリッド出席型バーチャル株主総会を予定しており、インターネット出席を積極的にご活用いただきたく存じますが、ご来場を希望される場合は、直接会場にお越しください。

なお、議長を除くすべての出席役員は、インターネットを通じた遠隔からの出席となり、来場しない予定です。加えて、議決権行使、動議については、後記①の方法で行わせていただき、口頭でのご発言を通じた対応は行いませんので、あらかじめご了承ください。

①開催日当日の議決権行使、動議の方法

当社が用意した用紙に記入いただく方法で行わせていただきます。

②来場時の注意事項

株主様ご自身の議決権行使書をご持参ください。
お土産のご用意はございません。

※議決権行使が重複してなされた場合のお取扱い

- (1) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネット投票により、複数回議決権行使をされた場合には、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) 事前行使と当日行使の双方で議決権を行使された場合は、当日行使を有効とさせていただきます。

※お問い合わせ先について

IR担当 【メール】 ir@sun-asterisk.com (受付時間10:00-19:00土日休日を除く)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は任期満了となります。

つきましては、社外取締役1名を含む取締役4名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しています。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当	備考
1	<small>こ ばやし</small> 小林 泰平	代表取締役	<input type="checkbox"/> 再任
2	<small>は っ と り</small> 服部 裕輔	取締役	<input type="checkbox"/> 再任
3	<small>ひ ら い</small> 平井 誠人	取締役	<input type="checkbox"/> 再任
4	<small>い し わ た り</small> 石渡 万希子	取締役	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	こ ば や し た い へ い 小 林 泰 平 (1983年11月17日)	2010年4月 インタープリズム株式会社入社 2012年10月 Framgia Vietnam Co.,Ltd (現 Sun Asterisk Vietnam Co.,Ltd.) COO就任 2015年9月 Framgia Vietnam Co.,Ltd (現 Sun Asterisk Vietnam Co.,Ltd.) CEO就任 (現任) 2017年12月 当社代表取締役執行役員 CEO就任 (現任) 2018年12月 グルーヴ・ギア株式会社 (現株式会社Sun terras) 取締役就任 2021年9月 株式会社Trys取締役就任 2022年1月 株式会社Trys代表取締役就任 (現任) 2024年6月 ミーク株式会社社外取締役就任 (現任)	3,160,000株
<p>(取締役候補者とする理由)</p> <p>取締役の平井誠人氏とともに当社グループを創業し、デジタル・クリエイティブスタジオ事業の立ち上げに従事。当社グループの重要拠点であるベトナム法人のCEOを経て、2017年12月より当社グループの代表として経営にあたり、企業価値向上に貢献しています。これらのことから今後の更なる当社グループの成長のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	は っ と り ゆ う す け 服 部 裕 輔 (1975年4月14日)	1998年4月 株式会社インテリジェンス (現パーソルキャ リア株式会社) 入社 2010年4月 英創人材服務 (上海) 有限公司董事就任 2010年5月 株式会社インテリジェンスエグゼクティブサ ーチ取締役就任 2013年3月 株式会社アイピース (現当社) 設立 取締役 就任(現任) 2018年12月 グルーヴ・ギア株式会社 (現株式会社Sun terras) 取締役就任 (現任) 2021年9月 株式会社Trys取締役就任	5,394,000株
(取締役候補者とする理由) 2013年の当社設立以来一貫して当社取締役を務め、前職も含めて長年にわたる経営経験を有するとともに、グロー バルかつ複数のサービスラインで事業展開を行う当社グループの適切な意思決定、経営管理の実現を図っています。こ れらのことから今後の更なる当社グループの成長のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	ひ ら い ま こ と 平 井 誠 人 (1976年1月24日)	2000年4月 三菱商事株式会社入社 2000年7月 株式会社インテリジェンス (現パーソルキャ リア株式会社) 入社 2003年10月 株式会社I&Gパートナーズ (現株式会社アト ラエ) 取締役就任 2010年11月 株式会社AOI Pro.入社 2012年7月 旧株式会社フランジア・ジャパン設立代表取 締役就任 2017年12月 当社取締役就任 (現任)	11,654,000株
(取締役候補者とする理由) 2012年に旧株式会社フランジア・ジャパンを設立後、当社グループの創業者として経営を牽引し、当社グループの 適切な意思決定、経営監督の実現を図っています。これらのことから今後の更なる当社グループの成長のために適任で あると判断し、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	いしわたるまきこ 石渡万希子 (1972年5月21日)	1995年4月 UBS証券株式会社入社 1998年9月 エル・ピー・エル日本証券株式会社(現PW M日本証券株式会社)入社 2004年4月 ハートフォード生命保険株式会社入社 2007年4月 フィデリティ投信株式会社入社 2009年9月 株式会社B4F営業統括責任者、Co-Founder 2015年4月 Farfetch Japan株式会社代表取締役就任 2017年10月 Ignite Coaching and Consulting Pte.Ltd.Founder,Managing Director 2021年3月 株式会社CARTA HOLDINGS社外取締役就 任(現任) 2022年1月 Natural Leadership Coaching (Ignite Coaching and Consulting Pte.Ltd.より事 業引継) Owner/Principal (現任) 2023年3月 当社社外取締役 就任(現任)	一株
(社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要) 石渡万希子氏は、金融機関や外資系日本法人の経営等を通じて培った幅広い経験に加え、マーケティング・人材育 成・コーチングに精通しており、幅広い経営的視点からの助言及び提言を期待し、引き続き社外取締役候補者としてま した。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 各候補者の所有する当社の株式数は、2024年12月31日現在の状況を記載しています。
 3. 石渡万希子氏は、社外取締役候補者です。
 4. 石渡万希子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会最終の時をもって2年となります。
 5. 当社は、石渡万希子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とし、本議案が承認された場合、石渡万希子氏と当該契約を継続する予定です。
 6. 当社は、石渡万希子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、本議案が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
 7. 石渡万希子氏の戸籍上の氏名は、村瀬万希子氏です。
 8. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者が法律上の損害賠償責任に基づいて負担する損害を当該保険契約により填補することとしています。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。なお、当該役員等賠償責任保険契約のその他内容は後記事業報告27頁「4.会社役員の状況(3)役員等賠償等責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。

以上

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ています。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当	備考
1	<small>にほんやなぎ</small> 二本柳 健	取締役	再任
2	<small>おざわ としひろ</small> 小澤 稔弘	取締役	再任 社外 独立
3	<small>いし い えりこ</small> 石井 絵梨子	取締役	再任 社外 独立

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	に ほ ん や な ぎ けん 二 本 柳 健 (1979年5月15日)	2002年4月 TAC株式会社入社 2004年10月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2015年12月 株式会社メディカルアドバンス監査役就任（現任） 2018年6月 株式会社クラウドキャピタル（現株式会社FUNDINNO）取締役（非常勤）就任 2019年4月 当社取締役（常勤監査等委員）就任（現任） 2019年8月 グルーヴ・ギア株式会社（現株式会社Sun terras）監査役就任（現任） 2020年1月 Sun Asterisk Vietnam Co.,Ltd.監査役就任（現任） 2021年1月 株式会社NEWh監査役就任（現任） 2021年9月 株式会社Trys監査役就任（現任）	-株
<p>(取締役候補者とする理由)</p> <p>長年にわたる公認会計士としての業務を通じて、会計・監査について幅広い見識と豊富な経験を有しています。2019年4月に当社取締役（常勤監査等委員）就任以来、多角的な観点からの有効な助言等を行っており、当社グループの監査の実務や体制の整備、コーポレート・ガバナンスの強化等に寄与しています。これらのことから、今後も引き続き当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献を期待できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	おざわとしひろ 小澤稔弘 (1965年4月3日)	1990年4月 NTTデータ通信株式会社（現株式会社NTTデータ）入社 2001年8月 シーアイエス株式会社入社 2005年10月 三洋電機株式会社入社 2008年1月 株式会社インテリジェンス（現パーソルキャリア株式会社）入社 2008年12月 株式会社インテリジェンスビジネスソリューションズ（現パーソルプロセス&テクノロジー株式会社）代表取締役就任 2011年7月 株式会社インテリジェンス（現パーソルキャリア株式会社）取締役兼常務執行役員就任 2016年6月 テンプホールディングス株式会社（現パーソルホールディングス株式会社）取締役執行役員就任 2019年4月 当社社外取締役（監査等委員）就任 2019年6月 パーソルホールディングス株式会社取締役（常任監査等委員）就任 2021年7月 株式会社ファイントゥデイ資生堂（現株式会社ファイントゥデイ）専務執行役員 CIO IT本部長就任（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ファイントゥデイ専務執行役員 CIO IT本部長	一株
<p>(社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要)</p> <p>長年にわたりIT関連事業や上場企業経営に携わり、IT活用や企業統治に関する豊富な経験と広い見識を有しています。2019年4月に当社社外取締役（監査等委員）に就任以来、その経験・見識を活かし、想定しうるリスク等に関し経営陣と忌憚のない議論を交わし、当社の監査体制及びコーポレート・ガバナンスの強化に貢献しています。これらのことから、今後も引き続き当社の取締役会の意思決定に際して独立的な立場からの適切な指導等を期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	い し い え り こ 石 井 絵 梨 子 (1981年1月3日)	2004年10月 森・濱田松本法律事務所入所 2007年12月 金融庁総務企画局企業開示課専門官（出向） 2010年 8月 米コロンビア大学ロースクール（LL.M.）卒 業 2016年 7月 新幸総合法律事務所パートナー就任（現任） 2019年 5月 カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 監督役員就任（現任） 2019年 6月 株式会社アルマード社外監査役就任（現任） 2021年 3月 株式会社タムロン社外取締役就任（現任） 2021年 3月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2021年10月 SUNQA株式会社（現OPN Holdings株式会 社）監査役就任（現任） 2022年 2月 アドバンス・プライベート投資法人監督役員 就任（現任） 2022年10月 いちごホテルリート投資法人執行役員就任 （現任） 2023年12月 株式会社スマートドライブ社外取締役（監査 等委員）就任（現任） （重要な兼職の状況） 新幸総合法律事務所パートナー	-株
<p>(社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要)</p> <p>弁護士として企業法務やガバナンスについての幅広い見識と豊富な経験を有しており、それらに基づき、当社の経営の監視を客観的に行っていただくことで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることができると判断し、また取締役会の多様性の観点からも機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しています。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小澤稔弘氏及び石井絵梨子氏は、社外取締役候補者です。
3. 小澤稔弘氏及び石井絵梨子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって小澤稔弘氏が6年、石井絵梨子氏が4年となります。
4. 当社は二本柳健氏、小澤稔弘氏及び石井絵梨子氏との間で会社法会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とし、本議案が承認された場合、各氏と当該契約を継続する予定です。

5. 小澤稔弘氏及び石井絵梨子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、本議案が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者が法律上の損害賠償責任に基づいて負担する損害を当該保険契約により填補することとしています。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。なお、当該役員等賠償責任保険契約のその他の内容は後記事業報告27頁「4.会社役員の状況（3）役員等賠償等責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。

以 上

事業報告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、国内経済は緩やかに回復しています。一方で、世界的な金融資本市場の変動等もあり、国内外における経済的な見通しは不透明な状況が続いています。

こうした経営環境の中、当社グループは、顧客の課題に応じて必要なサービスを提供すべく、「デジタル・クリエイティブスタジオ事業」という単一セグメントの中で、顧客と一緒にデジタルプロダクトを創造していく「クリエイティブ&エンジニアリング」と、デジタルプロダクトの創造に必要な人材を発掘・育成し、顧客に輩出していく「タレントプラットフォーム」という2つのサービスラインを展開し、顧客数及び顧客単価の拡大を重点課題として取り組んでいます。

「クリエイティブ&エンジニアリング」においては、既存顧客からの安定した堅調な受注が継続していることにより、当連結会計年度におけるストック型顧客数は131社、月額平均顧客売上は5,389千円、売上高は11,586百万円（前連結会計年度比6.9%増）となりました。

「タレントプラットフォーム」においては、売上高は1,981百万円（前連結会計年度比18.2%増）となりました。

この結果、当連結会計年度においては、売上高13,568百万円（前連結会計年度比8.4%増）、売上総利益6,965百万円（同6.4%増）、営業利益1,444百万円（同18.6%減）、経常利益1,454百万円（同36.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,023百万円（同34.8%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した当社グループの設備投資（無形固定資産を含む。）の総額は92百万円です。その主な内容は、業務で使用するPC等の購入74百万円です。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社はデジタル・クリエイティブスタジオ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2021年12月期)	第 10 期 (2022年12月期)	第 11 期 (2023年12月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売 上 高(百万円)	8,030	10,745	12,516	13,568
経 常 利 益(百万円)	1,574	1,144	2,279	1,454
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,301	823	1,569	1,023
1株当たり当期純利益 (円)	34.79	21.81	41.25	26.87
総 資 産(百万円)	8,395	9,675	11,859	13,976
純 資 産(百万円)	6,586	7,736	9,499	10,294
1株当たり純資産 (円)	174.53	203.83	249.48	273.43

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算定しています。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第10期の期首から適用しており、第10期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっています。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2021年12月期)	第 10 期 (2022年12月期)	第 11 期 (2023年12月期)	第 12 期 (当事業年度) (2024年12月期)
売 上 高(百万円)	6,549	7,903	9,657	10,810
経 常 利 益(百万円)	337	217	611	509
当 期 純 利 益(百万円)	249	89	269	358
1 株当たり当期純利益 (円)	6.66	2.36	7.08	9.43
総 資 産(百万円)	5,070	5,389	6,456	7,760
純 資 産(百万円)	4,022	4,140	4,424	4,300
1 株当たり純資産 (円)	106.60	109.08	116.20	114.23

(注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算定しています。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用しており、第10期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっています。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Sun Asterisk Vietnam Co., Ltd	55千USD	100%	ソフトウェア開発・IT人材育成・紹介
株式会社Sun terras (注) 1	10百万円	100%	IT人材育成・紹介
株式会社NEWh	30百万円	100%	イノベーションデザイン&スタジオ
株式会社Trys	100百万円	100%	ゲーム開発・運営、デジタルコンテンツ制作

(注) 1. グルーヴ・ギア株式会社は、2024年2月1日付で株式会社Sun terrasに商号変更しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、今後のさらなる成長を実現する上で、以下の事項を経営課題として重視しています。

① 組織能力の拡充・強化、人材の発掘・育成

当社グループの業績は現在のところ順調に推移していますが、組織能力の拡充・強化を通じて、成長を確かなものとする必要があると考えています。また、持続的な成長のためには、当社のカルチャーに合った専門性を有する優秀な人材の採用と既存社員のスキルの底上げが最重要課題と考えます。当社は優秀な人材の採用を積極的に行っていくと同時に、社員に対して当社のミッション・バリューを深く浸透させ、かつ、個々のスキルを底上げするような研修を実施していく等の人材育成に取り組んでいきます。

また、当社グループでは、日本の少子高齢化による高度IT人材の危機的な不足が今後さらに拡大していく、という社会課題に対して、海外の大学等との産学連携の取り組みを通じて多くの人材を輩出していくことが重要だと考えています。当社グループで手掛けている12の大学との産学連携や教育プログラム提供の取り組みの拡大にとどまらず、教育手法のコモディティ化を進め、人材発掘・育成の質、量、スピードを高めていきます。

② 新たな収益モデルによる収益機会の多様化及び新領域への展開

当社グループの事業は、主にサービスの成長にコミットするデジタルライゼーション市場での取り組みとなります。当社もクライアントと共にリスクテイクする代わりに、サービスの収益に応じたレベニューシェアでの取り組みや、スタートアップ企業の創業時、アーリーステージでの資本参加を中心にスタートアップ企業への投資を実行しています。当社グループでは、投資後もスタートアップの成長に必要な機能を随時サポートすることで、投資先株式の価値向上に貢献しています。

こういった取り組みにより、デジタル・クリエイティブスタジオ事業の従来の収益に加えて、レベニューシェア契約からの売上・利益や、投資先の株式の売却益等、多様な収益機会を狙うことが可能となっています。

今後も当社グループの強みを生かして価値向上による新たな収益モデルにも取り組んでいきます。

また、エンターテインメント業界では、ブロックチェーンを活用したDeFi（注1）、NFT（注2）などのソリューションの登場や、各種デバイスの進化により、Web3（注3）、Metaverse（注4）など新しいトレンドが生まれ劇的な変化が起きています。当社グループも研究開発で獲得した技術力や、グループ会社に所属しているクリエイター達

のコンテンツ創出力をベースに、エンターテインメント領域の事業展開にも取り組んでいきます。

- (注) 1. DeFi：分散型金融 (Decentralized Finance) 略称。中央で金融資産を管理する中央集権システムを必要としない金融仲介アプリケーションのこと。
2. NFT：非代替性トークン (Non-Fungible Token) の略称。ブロックチェーン上に記録される一意で代替不可能なデータ単位。画像・動画等のデジタルファイルを関連づけて所有権の公的な証明をすることができる。
3. Web3：ブロックチェーン技術によって実現されようとしている新しい分散型のWeb世界。Web3では、単一のサーバーやデータベースに代わり、ユーザー一人ひとりが参加するネットワークがサービス提供する基盤となる。
4. Metaverse：コンピュータやコンピュータネットワークの中に構築された、現実世界とは異なる3次元の仮想空間やそのサービスのこと。

③ 技術力の更なる強化

当社グループでは、デジタルライゼーション市場の変化の早さに対応するために最先端のテクノロジーへの投資に注力し顧客の事業成長の更なる向上に取り組んでいきます。AI (注1)、エッジコンピューティング (注2)、ブロックチェーン (注3)、サイバーセキュリティ (注4)、ディープフェイク (注5)、IoT (注6) などの研究開発を主にベトナム子会社内の研究開発チームにて行い、最先端技術の社会実装に向けて技術力の強化に向けて取り組んでいきます。

- (注) 1. AI：人工知能 (artificial intelligence)の略称。人工的にコンピュータ上などで人間と同様の知能を実現させようという試み、あるいはそのための一連の基礎技術を指す。
2. エッジコンピューティング：端末の近くにサーバーを分散配置するネットワーク技法のひとつ。
3. ブロックチェーン：分散型台帳技術、または、分散型ネットワークのことで、ビットコインの中核技術を原型とするデータベース。ブロックと呼ばれる順序付けられたレコードの連続的に増加するリストを持つ。各ブロックには、タイムスタンプと前のブロックへのリンクが含まれている。
4. サイバーセキュリティ：サイバー領域におけるセキュリティを指す。
5. ディープフェイク：人工知能に基づく人物画像合成の技術を指す。
6. IoT：モノのインターネット (Internet of Things) の略称。センサーやデバ

イスといった「モノ」がインターネットを通じてクラウドやサーバーに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

④ 内部管理体制の更なる強化

当社グループは、更なる事業拡大を推進し、企業価値を向上させるためには、効率的なオペレーション体制を基盤としながら、内部管理体制を強化していくことが重要な課題であると認識しており、コンプライアンス体制及び内部統制の充実・強化を図っていきます。

⑤ 情報管理体制の更なる強化

当社グループでは、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格であるISO27001:2013の認証を取得していますが、事業を通じて多くの顧客の企業情報や顧客が保有する個人情報等、様々な機密情報に接する機会があることから、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要だと考えています。現在情報管理やセキュリティ管理に関する施策には万全の注意を払っていますが、今後も社内体制や管理方法の強化・整備に取り組んでいきます。

(5) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社グループは、デジタル・クリエイティブスタジオ事業の単一セグメントで事業を行っています。

(6) 主要な営業所及び工場（2024年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都千代田区
----	---------

② 子会社

Sun Asterisk Vietnam Co., Ltd	本社（ベトナム ハノイ市）
株式会社Sun terras	本社（東京都千代田区）
株式会社NEWh	本社（東京都千代田区）
株式会社Trys	本社（東京都千代田区）

(7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
2,048 (316)	300 (92)

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (アルバイトを含む。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しています。
2. 当社グループは、デジタル・クリエイティブスタジオ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
3. 当期中において、従業員数が300名増加しています。これは主に事業の拡大に伴う期中採用者が増加したことによるものです。

② 当社の使用人の状況

従業員数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
448 (1)	110 (-)	32.1	2.0

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (アルバイトを含む。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しています。
2. 当社は、デジタル・クリエイティブスタジオ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
3. 当期中において、従業員数が110名増加しています。これは主に事業の拡大に伴う期中採用者が増加したことによるものです。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,250百万円
株式会社きらぼし銀行	8百万円

2. 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 136,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 38,413,660株

(自己株式766,532株を含む)

(注) 新株予約権の権利行使に伴う新株式発行により、338,160株増加しています。

- (3) 株主数 8,874名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
平井誠人	11,654千株	30.95%
服部裕輔	5,394	14.32
FUJIMOTO KAZUNARI-DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE	3,220	8.55
小林泰平	3,160	8.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,324	3.51
高倉健一	1,170	3.11
大和証券株式会社	568	1.50
BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND	400	1.06
石塚保行	307	0.81
野村證券株式会社	293	0.78

- (注) 1. 持株比率は自己株式（766,532株）を控除して計算しています。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。

3. 新株予約権等の状況

新株予約権等に関する重要な事項

当社は、ストックオプション制度に準じた制度として、時価発行新株予約権信託®を活用したインセンティブプランを導入しています。概要は次のとおりです。

	第 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2018年12月3日
新 株 予 約 権 の 数	156,000個
付 与 対 象 者 及 び 人 数	受託者 糸井俊博 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 3,120,000株 (注) 2 (新株予約権1個につき 20株)
新 株 予 約 権 の 行 使 時 の 払 込 金 額	新株予約権1個あたり1,600円 (注) 2
新 株 予 約 権 の 権 利 行 使 期 間	2020年4月1日から 2033年12月6日まで
行 使 の 条 件	(注) 3

(注) 1. 本新株予約権は、糸井俊博氏を受託者とする信託に割り当てられ、当社グループの役員及び従業員等のうち受益者として指定されたものに交付されます。

2. 2020年3月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っています。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されています。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりです。

(1) 本第1回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」といいます。）は、本第1回新株予約権を行使することができず、受託者より本第1回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本第1回新株予約権者」といいます。）のみが本第1回新株予約権を行使できることとする。

(2) 本第1回新株予約権者は、①から③のいずれかの期間の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書とする。）における営業利益が、600百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

①2019年1月1日～2019年12月31日

②2020年1月1日～2020年12月31日

③2021年1月1日～2021年12月31日

- (3) 上記(2)にかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
- ①行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く）。
 - ②本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く）。
 - ③本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
 - ④本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき。
- (4) 本第1回新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員並びに顧問、業務委託先及び業務提携先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 本第1回新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本第1回新株予約権を行使することができない。
- (6) 本第1回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (7) 本第1回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	小 林 泰 平	執行役員 CEO Sun Asterisk Vietnam Co., Ltd CEO 株式会社Trys 代表取締役 ミーク株式会社 社外取締役
取 締 役	服 部 裕 輔	執行役員 CSuO (Chief Sustainability Officer) 株式会社Sun terras 取締役
取 締 役	梅 田 琢 也	執行役員 COO 株式会社NEWh 取締役 株式会社Sun terras 取締役 株式会社Trys 取締役
取 締 役	平 井 誠 人	
取 締 役	石 渡 万 希 子	Natural Leadership Coaching Owner/Principal
取 締 役 (常勤監査等委員)	二 本 柳 健	Sun Asterisk Vietnam Co., Ltd 監査役 株式会社Sun terras 監査役 株式会社NEWh 監査役 株式会社Trys 監査役
取 締 役 (監査等委員)	小 澤 稔 弘	株式会社ファイントゥデイ 専務執行役員 CIO IT本部長
取 締 役 (監査等委員)	石 井 絵 梨 子	新幸総合法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役石渡万希子氏及び取締役(監査等委員)小澤稔弘氏並びに取締役(監査等委員)石井絵梨子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、二本柳健氏を常勤の監査等委員に選定しています。
3. 取締役石渡万希子氏及び取締役(監査等委員)小澤稔弘氏並びに取締役(監査等委員)石井絵梨子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
4. 取締役(常勤監査等委員)二本柳健氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計・監査に関する相当程度の知見を有しています。
5. 取締役(監査等委員)石井絵梨子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。

(3) 役員等賠償等責任保険契約（D&O保険）の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償等責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し行った行為に起因して役員等に損害賠償請求がなされたことにより、役員等が負担する損害賠償責任に基づき負担する損害を当該保険契約により補填することとしています。ただし、被保険者の背任行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを認識しながら行った行為等で被保険者自身の損害は、補償の対象としないこととしています。当該役員等賠償責任保険契約についてその保険料を当社が全額負担しています。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。

また、2021年10月20日開催の取締役会において、指名報酬委員会の設置を決議しています。これにより、第10期以降の取締役（監査等委員である取締役を除く）の個別報酬等の内容決定については、指名報酬委員会の答申を踏まえた取締役会の決議によるものとなります。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う取締役および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標 (KPI) を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上高及び連結EBITDAの目標値に対する達成割合に応じて算定された額を賞与(事前確定届出給与)として毎年、一定の時期に支給する。目標値は前事業年度の決算短信に記載の「連結業績予想の売上高」及び「連結業績予想」に基づき算定された連結EBITDAとする。

目標となる業績指標とその値は、計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、上場後5年以内に何らかの株式報酬制度を検討し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会の答申を踏まえて導入を行うものとする。

二. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、指名報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、当面の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝55～75%：45～25%：0%とする。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個別の報酬等の内容は、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において決議する。また、指名報酬委員会については、その過半数を社外取締役とする。なお、監査等委員である取締役については、監査等委員の協議により決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	対象となる役員の数 (名)	報酬等の種類別の総額(百万円)		
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	5 (1)	63 (3)	15 (-)	-
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3 (2)	25 (10)	-	-
合計 (うち社外取締役)	8 (3)	88 (13)	15 (-)	-

(注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年3月30日開催の第7回定時株主総会における決議により、以下のとおり定められています。

- ①取締役(監査等委員である取締役を除く)：年額500百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名です。
- ②監査等委員である取締役：年額50百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(うち、社外取締役2名)です。

2. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上高及び連結EBITDAの目標値に対する達成割合に応じて算定された額を賞与（事前確定届出給与）として一定の時期に支給します。2024年12月期における業績連動報酬等に係る業績指標の目標値及び実績値は、以下のとおりです。

業績指標	2024年12月期目標値	2024年12月期実績値
連結売上高	15,061百万円	13,568百万円
連結EBITDA	2,367百万円	1,652百万円

（注）2024年12月期の目標値は、「2023年12月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（2024年2月9日）に開示した「2024年12月期の連結業績予想」に記載の「売上高」、「営業利益」に減価償却費及びのれん償却額を加えた数値です。2024年12月期の実績値は、「2024年12月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（2025年2月12日）に開示した「2024年12月期の連結業績」に記載の「売上高」、「営業利益」に減価償却費及びのれん償却額を加えた数値です。

3. 当社代表取締役の小林泰平については、子会社の代表取締役を兼任しており、子会社からの報酬も発生しています。支給額については、ベトナム労働法第90条及び2022/06/12付の政令38/2022/ND-CP第4条により、従業員に支給する給与額は政府で定められている最低賃金より高くする必要があり、他の管理職との給与レンジの整合性がとれるよう賃金テーブルを定め、2024年3月28日開催の取締役会において承認されています。そのため上記役員報酬の中には、子会社からの報酬（取締役7百万円）を含めています。
4. 上表の業績連動報酬等には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額15百万円（取締役3名に対して15百万円）を記載しています。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役石渡万希子氏は、Natural Leadership CoachingのOwner/Principalを兼職しています。上記1社と当社との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）小澤稔弘氏は、株式会社ファイントウデイ専務執行役員 CIO IT本部長を兼職しています。上記1社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）石井絵梨子氏は、新幸総合法律事務所のパートナーを兼職しています。上記1社と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 石渡万希子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席しました。取締役会において、主に会社経営及び人材育成・コーチングにおける豊富な経験、知見に基づく助言、提言を行っています。また、指名報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名及び報酬について重点的に審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしています。
取締役 (監査等委員) 小澤稔弘	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に、監査等委員会14回のうち14回に出席しました。取締役会、監査等委員会において、主に経営全般に関する豊富な経験、知識に基づく助言、提言を行っています。また、指名報酬委員会の委員長を務め、取締役等の指名及び報酬について重点的に審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしています。
取締役 (監査等委員) 石井絵梨子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に、監査等委員会14回のうち14回に出席しました。取締役会、監査等委員会において、主に企業法務やガバナンスに関する豊富な経験、知識に基づく助言、提言を行っています。また、指名報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名及び報酬について適宜発言し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしています。

(注) 1. 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Sun Asterisk Vietnam Co., Ltdについては、Grant Thornton (VIETNAM) の監査を受けています。円換算金額は、期末日レートにて換算していません。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項
金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・ 処分理由に該当することとなった重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は定めていません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けていますが、創業して間もないことから、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えています。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針です。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,235	流 動 負 債	3,268
現金及び預金	9,794	買掛金	371
売掛金及び契約資産	1,670	短期借入金	1,250
仕掛品	66	未払金	192
その他	725	未払費用	449
貸倒引当金	△21	未払法人税等	218
固 定 資 産	1,741	契約負債	280
有形固定資産	211	賞与引当金	145
建物附属設備	117	その他	361
工具、器具及び備品	93	固 定 負 債	414
無形固定資産	466	資産除去債務	96
のれん	413	繰延税金負債	71
その他	53	その他	246
投資その他の資産	1,064	負 債 合 計	3,682
投資有価証券	675	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	78	株 主 資 本	9,396
その他	538	資本金	1,731
貸倒引当金	△228	資本剰余金	1,716
資 産 合 計	13,976	利益剰余金	6,468
		自己株式	△520
		その他の包括利益累計額	897
		その他有価証券評価差額金	29
		為替換算調整勘定	868
		新 株 予 約 権	0
		純 資 産 合 計	10,294
		負 債 純 資 産 合 計	13,976

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	13,568
売上原価	6,602
売上総利益	6,965
販売費及び一般管理費	5,521
営業利益	1,444
受取利息	177
その他	11
営業外費用	189
支払利息	7
為替差損	151
その他	19
経常利益	1,454
特別利益	0
固定資産売却益	0
特別損失	25
投資有価証券評価損	25
投資有価証券売却損	7
税金等調整前当期純利益	1,422
法人税、住民税及び事業税	398
法人税等調整額	0
当期純利益	1,023
親会社株主に帰属する当期純利益	1,023

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,726	流動負債	3,225
現金及び預金	3,657	買掛金	774
売掛金及び契約資産	1,300	短期借入金	1,250
仕掛品	73	未払金	169
前渡金	6	未払費用	357
前払費用	180	未払法人税等	44
短期貸付金	170	未払消費税等	162
未収入金	119	預り金	39
預け金	157	契約負債	276
その他	80	賞与引当金	140
貸倒引当金	△19	その他	9
固定資産	2,033	固定負債	234
有形固定資産	159	資産除去債務	60
建物附属設備	86	その他	173
工具、器具及び備品	73	負債合計	3,459
無形固定資産	61	(純資産の部)	
ソフトウェア	44	株主資本	4,270
のれん	16	資本金	1,731
投資その他の資産	1,812	資本剰余金	1,716
投資有価証券	674	資本準備金	1,716
関係会社株式	873	利益剰余金	1,343
関係会社出資金	46	その他利益剰余金	1,343
長期貸付金	42	繰越利益剰余金	1,343
繰延税金資産	64	自己株式	△520
その他	328	評価・換算差額等	29
貸倒引当金	△217	その他有価証券評価差額金	29
資産合計	7,760	新株予約権	0
		純資産合計	4,300
		負債純資産合計	7,760

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	10,810
売上原価	7,278
売上総利益	3,532
販売費及び一般管理費	3,018
営業利益	513
営業外収益	
受取利息	1
為替差益	5
その他	7
営業外費用	
支払利息	7
貸倒引当金繰入額	6
投資事業組合運用損	3
その他	1
経常利益	509
特別利益	
固定資産売却益	0
特別損失	
投資有価証券評価損	5
投資有価証券売却損	7
税引前当期純利益	497
法人税、住民税及び事業税	128
法人税等調整額	10
当期純利益	358

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

株式会社Sun Asterisk
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 本間 洋一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 清水 幸樹 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Sun Asteriskの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Sun Asterisk及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

株式会社Sun Asterisk

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 本 間 洋 一 印
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 清 水 幸 樹 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Sun Asteriskの2024年1月1日から2024年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月26日

株 式 会 社 S u n A s t e r i s k
監 査 等 委 員 会
常 勤 監 査 等 委 員 二 本 柳 健 ㊟
監 査 等 委 員 小 澤 稔 弘 ㊟
監 査 等 委 員 石 井 絵 梨 子 ㊟

(注) 監査等委員小澤稔弘及び石井絵梨子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

御茶ノ水ソラシティ

カンファレンスセンター 2F Terrace Room



交通	JR中央線・総武線「御茶ノ水」駅 聖橋口より	徒歩約1分
	東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅 B2出口	直結
	東京メトロ丸の内線「御茶ノ水」駅 出口1より	徒歩約4分
	都営新宿線「小川町」駅 B3出口より	徒歩約6分

※駐車場のご用意はありませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。